

健生くまのこ園において予防すべき感染症と登園許可の目安

以下の感染症に罹患したお子さんは、当園の登園許可の目安により登園を控えていただくことになります。

登園許可の目安の表	
病名	園を休ませる期間
麻疹（はしか）	熱が下がり 3 日経過するまで。
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで。ワクチン接種している時は新しい発疹が出なくなるまで
帯状疱疹	全ての発疹がかさぶたになるまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺などの腫れが出現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風しん（三日ばしか）	発疹が消えるまで。
百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭及び結膜の症状がなくなり 2 日経過するまで。
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで（発症した日、解熱した日の翌日を 1 日目とする）。
結核	全身の症状が快復し、主治医の許可が得るまで。
流行性角結膜炎（はやり目）	目の充血が消えて目ヤニがなくなるまで（眼科医の許可が必要）。
急性出血性結膜炎	主治医により感染の恐れがないと認められるまで（眼科医の許可が必要）。
腸管出血性大腸菌感染症（O-157 など）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間以降の検便により、菌が陰性と確認されるまで。
溶血性レンサ球菌咽頭炎（溶連菌感染症）	抗菌薬内服後 24 時間以上経過し、発熱がなくなり、通常の食事がとれるようになるまで
感染性胃腸炎（嘔吐・下痢症）	嘔吐、下痢が治まり、通常の食事がとれ、体力が快復するまで。
マイコプラズマ肺炎	発熱や特有の咳が軽快するまで。
ヘルパンギーナ	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれるようになるまで。
手足口病	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれるようになるまで。
伝染性紅斑（りんご病）	体力が快復するまで。
伝染性膿痂疹（とびひ）	広い範囲の水ぶくれ・びらんが軽快するまで。

その他の感染症に罹患した場合、登園再開については、主治医の指示・診断に従ってください。

登園再開時には必ず主治医の許可を得た上で、当園の当園許可を得てください。

出席停止期間（園を休ませる期間）の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第 1 日とします。